

大阪交番検査車両所における「作業準備」と「作業前打ち合わせ時間の設定」に関する申し入れについて、11月27日、業務委員会開催！

より安全な作業環境に関する組合提案を 実施する考えがない会社？！ こんな事では事故の再発は免れない！

《申し入れに対する会社回答》

1. A交検、P交検の作業前に現場の各記録室において、A担務、B担務、C担務全員による特交検指示項目、作業指示書、作業上の注意事項等の確認を行うためにミーティングを行うようにすること。

【回答】作業指示は、朝の点呼で班長より伝えており、その後B C担務2名で作業前打ち合わせを行うようにしており、特交検指示項目、作業指示書、作業上の注意事項等の確認は十分にできる。

2. そのための打ち合わせ時間を5分程度設定すること。

【回答】現行通りとする。

3. 昼の休憩時間中に、午後の作業に必要な「工具吊り」や「安全带」の使用者名を記録室でサインして着用する行為は「サービス労働」ではないのか、関西支社車両課としての見解を明らかにすること。

【回答】「作業前後」に行うよう会社は指示している。但し検査時間前や休憩時間に貸し出しや返却を妨げるものではない。

《主なやりとり》

組合:この申し入れが出た根拠わかっているか。

会社:わからない。

組合:職場の『情報No.8』を見ているはずだ。会社は「作業前に打ち合わせを」というが、その時間はない。GK代替油試行の給油間違いが発端で会社が指導したのが発端。作業に取りかかる前に各詰め所においてグループ(G)リーダーからB・C担当が個別の作業指示をしっかりと聞ける時間を求めている。現状でもGリーダーによっては作業場の注意点等を現場記録室で言ってくれているが、各B・C担当者は慌た

だしく作業準備をしながらで聞かなくてはならず、場合によってはそれすら出来ないこともある。事故防止の観点から、落ち着いて担当する号車に必要な注意事項等をB・C担当者が落ち着いて作業直前にしっかり確認するために5分の時間をとってやればより安全が担保できる。

作業ダイヤ上も十分可能というのが要求の根拠だ。職場の『情報No.10』にあるように、作業終了時に「なぜだろうトレーニング」を作業終了後に10～15分やらせる余裕があるというのが会社の認識だ。このため、作業前に5分程度の時間をとって落ち着いてしっかりと注意事項等について打ち合わせを行ってお何ら問題ない。

会社:話を聞いて5分の根拠はわかった。より良いという意味でとわかった。本来の作業指示、特交検指示等の注意事項、これらの作業指示で全てを満たせるようにしている。これ以降は、より良いと考えていることで、従来のやり方で補えるはずだ。

組合: B・C担務の注意力のみに頼ってやってきて今回のような問題が発生している。他にも発生している。指示、命令だけでは安全は担保されない事は明らかであり、個々の注意力のみに頼っているからだ。

会社:より良く考えることは良いことだ。「なぜだろう活動」もその意味から、社員が自主的に考えられるようにトレーニングするものである。組合の意見を否定するつもりはないが、基本があり二重にしたら事故がなくなるものではない。意識の問題だ。正式な指示はある。後は声を掛け合うとか、気をつけてやるしかない。

組合:指揮命令を否定はしないが、より安全な作業確認について具体的な案を提起しているものであり、同様の事故を再発させないように、人も金もかけずに出来ることでより安全な作業環境が出来るでないかといっている。

会社:作業ミスが発端、そこをキチットやってもらえばよいことだ。

組合:より良くなるといっているのだ。

会社:それは良いが、作業中で本当に必要な良いが、後の作業を考えれば本当で良いのかは運転台や班長の事など、トータルでうまくいっている。

組合:5分位ずらしても何も問題ない

会社:そういう意見があったのは聞いておく。

3項について

組合:昼の休憩終了時間、13時35分、と限定して問うたものである。回答にある「作業前後」とはどのような時間なのか。

会社:作業を開始する前である。

組合:現場では休憩終了時にはすぐに作業にかかれるように社員みんなが移動している。このため作業開始前に安全帯を着用したり、工具吊を借りて記録簿に氏名を記している。現場記録室で作業の準備をしてサインする数分程度の時間だが、休憩時間でやっている。

会社:いま昼休みの時間にかかっているという。「サービス労働」という認識はない。作業の前にやってもらえばよい。

組合:作業実態を把握していない。記録室から8両程も移動が必要な社員もおり、作業を始められるように自転車で移動しており、作業開始後は10分以内に打ち合わせから油脂関係の検査を行っており、そこから記録室まで戻って準備をすることなど、実態をわかっていない回答だ。このタイミングは、作業発生等により後工程への流れを一端止める、という事が出来ない時間でもある。10分後には車内に入らないと次の側引戸検査が出来なくなってしまう。

会社:基本は、作業前に借りるもの。「サービス労働」の強要はしていない。

組合:現行の作業実態に対する認識を聞いている。問題があるとの認識が会社があれば、今すぐにではないにしても、改善される余地はあると考える。今回の申し入れで問題があるとの認識は受け止められるのか。

会社:認識はある。

組合:現場の意思を受け、5分前に我々が申し入れているように、ミーティングを入れれば両方解決するのだ、検討すること。

以上